

定 款

N o . 1 都市開発株式会社

1993 年 3 月 28 日	制定
1996 年 1 月 22 日	一部改訂
1996 年 10 月 14 日	一部改訂
2002 年 6 月 1 日	一部改訂
2003 年 11 月 17 日	一部改訂
2008 年 1 月 10 日	一部改訂
2008 年 3 月 1 日	一部改訂
2008 年 10 月 10 日	一部改訂
2008 年 10 月 27 日	一部改訂
2009 年 9 月 27 日	一部改訂
2020 年 11 月 17 日	一部改訂
2021 年 5 月 28 日	一部改訂
2021 年 8 月 27 日	一部改訂
2022 年 8 月 30 日	一部改訂
2022 年 11 月 15 日	一部改訂

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、No. 1 都市開発株式会社と称し、英文では No.1 Urban Development Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理、鑑定及びこれらに関するコンサルティング、並びに不動産投資に関するマネジメント及びコンサルティング
2. レンタル倉庫、トランクルームの賃貸及び管理業
3. コンテナ・トランクルームの販売、修理
4. 店舗駐車場、時間貸駐車場、月極駐車場の経営及び管理
5. 店舗、住宅、庭園のメンテナンス及びリフォーム工事
6. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を広島市南区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行ふ。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1, 7 6 0, 0 0 0 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し。当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

- 2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は7名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は社長とする。

3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役（取締役であつた者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は1名以上とする。

(監査役の選任)

第32条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のも

のに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議により、毎年11月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第39条 剰余金の配当及び前条の中間配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。